

看護福祉学部福祉マネジメント学科 ケア・マネジメントコース履修等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科に「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」に定める介護福祉士の養成課程をおくにあたり、当該課程学生の履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この養成課程の名称は北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコースという。

(位置)

第3条 ケア・マネジメントコースは次の所在地に置く。
北海道石狩郡当別町字金沢1757番地

(定員)

第4条 ケア・マネジメントコースの定員は20名とする。

(教育課程及び履修方法等)

第5条 ケア・マネジメントコースの学生は学則並びに看護福祉学部履修規程に基づき所定の科目を履修しなければならない。

2 前項の科目のうち「介護実習」については看護福祉学部履修規程の定めにかかわらず総授業時間数の80%以上出席しなければ受験資格を得ることができない。

3 第1項の科目のうち「ソーシャルワーク実習Ⅰ」については、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の一部改正について（令和2年3月6日元文科高第1122号・社援発0306第23号文部科学省高等教育局長通知・厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、履修を免除する。

(転入学、編入学)

第6条 ケア・マネジメントコースへの転入学、編入学は行うことができない。

(既修得単位の認定)

第7条 ケア・マネジメントコース（以下本コースという。）の学生が他の大学・学校あるいは他の学部・学科等において、本コースに配当されている授業科目の一部または全部をすでに修得している場合であっても、当該授業科目は本コースにおける修得単位として認定しない。

(その他)

第8条 上記に定める事項以外については、北海道医療大学学則、その他本学諸規程の定めるところによる。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 第5条第3項の規定は、令和3年4月1日以降に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、令和4年4月1日現在で第1学年・第2学年に在学する学生にも適用する。